

3. 安全・安心の社会基盤と 健康づくり



周産期医療体制の充実

- ▶ どのような地域で生活することを選択しても、必要な医療やケアを安心して受けることができる体制を構築することで、滋賀のすべての子どもとその家族が幸せを感じられる「健康しが」の実現を目指す。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 周産期遠隔診療への診療報酬の拡大

- 拠点病院の新生児科医が診療所の産科医に、新生児の処置について遠隔で助言を行う周産期領域での遠隔診療(D to P with D)について、診療報酬の対象とすること。

(2) 救急搬送にかかる診療報酬の拡大

- 産科医療機関の助産師が救急車に同乗し、異常分娩に伴うリスクのある妊婦を高次医療機関に搬送した場合、診療報酬の対象とすること

2. 提案・要望の理由

(1) 周産期遠隔診療への診療報酬の拡大

滋賀県では、特に分娩取扱医療機関が少ない湖東・湖北周産期医療圏において、地域周産期母子医療センターから圏域の2つの診療所に助言する周産期遠隔診療を令和7年度からモデル事業として取り組むこととしている。

現状の診療報酬制度では、患者を診察する医師に対し、専門医が遠方から助言する場合、てんかんと難病のみが診療報酬の対象で、周産期領域での仮死等で生まれた新生児への遠隔診療は対象外となっている。(遠隔連携診療料：750点)

助言する側の医師等の人件費は、国庫補助対象となっているが、都道府県の負担もあり、地域によって不均衡が生じるため、全国的な周産期遠隔医療の推進に向けては、診療報酬の仕組みとして組み込むことが必要である。

助言する側の新生児科医が安定的に報酬を得られることで、仕組みの維持につながり、地域で数少ない診療所の負担軽減に寄与することが期待できる。

(2) 救急搬送にかかる診療報酬の拡大

現状の診療報酬制度では、診療所に外来で来院した患者を、救急車で保健医療機関に搬送する際、医師が同乗して診察を行った場合には、救急搬送診療料(1,300点)を算定することができる。

一方で実状は、異常分娩のため診療所の助産師が医師の指示のもと救急車に同乗し、心拍数・血圧等を確認しながら病院に搬送するケースが多いが、これらに対しては、診療報酬が無く、帰りの交通費も含めて、搬送元の医療機関の負担となっている。

(本県の取組状況と課題)

(1) 周産期遠隔診療への診療報酬の拡大

○滋賀県の分娩取扱い施設は年々減少し、南部に多く北部に少ない状況である。

	H29.8月	R元.6月	R2.6月	R3.7月	R4.8月	R5.11月	R6.7月
医療機関	36施設	32施設	30施設	28施設	27施設	25施設	24施設

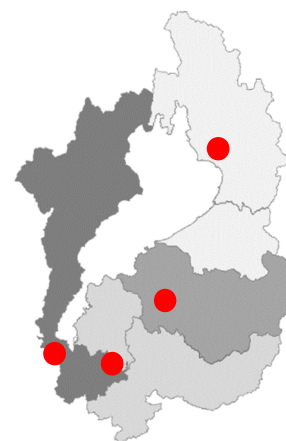
※7年間で12施設減少

○滋賀県は7つの二次保健医療圏のうち、病院が1機関以下かつ診療所が2機関以下の医療圏が4圏域という厳しい状況であり、範囲を広域にしての4周産期医療圏で対応している状況。

○年々診療所の数が少なくなっている中で、周産期医療体制を維持するための診療所の負担軽減にも寄与する周産期遠隔診療システムの重要性が高まっている。

○当該システムは、妊婦健診にも活用が可能で汎用性が高いため、モデル事業の成果を他の圏域にも拡大することが期待できる。

○この体制が広がることで、ハイリスク妊婦であっても、遠方に赴くことなく身近な地域の診療所で受診できる体制の構築につながることが期待できる。



● 周産期母子医療センター

(2) 救急搬送にかかる診療報酬の拡大

○救急車での転院搬送にかかる国通知では、「要請元医療機関が、その管理と責任の下で搬送を行うため、原則として要請元医療機関の医師又は看護師が同乗すること。」とされている。

○滋賀県では、現在、異常分娩に伴う妊婦の救急車による転院搬送は年間300件程度あり、助産師が異常分娩に関わることを避けられないケースもある。また搬送時に医師や助産師が同乗しなかったことで、母子の生命に危機を生じるおそれがあった事例も発生している。

○県としては安全な転院搬送のため、助産師の同乗を推進していきたいが、助産師については診療報酬の対象となっていないことから、各医療機関に依頼することが難しい状況にある。

担当：健康医療福祉部医療政策課医療整備係
TEL 077-528-3625



障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実

- 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指していく

【提案・要望先】厚生労働省・こども家庭庁

1. 提案・要望内容

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 障害福祉計画による障害福祉サービス事業所等の整備を計画的かつ確実に実施するため、一定規模の予算の確保
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく事業において、医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所も非常用自家発電設備の整備の対象となるよう補助要件の見直し

(2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 障害の特性や地域の状況に応じて実施する地域生活支援事業を実施するための必要な財源の確保

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業の継続・充実

2. 提案・要望の理由

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 県障害福祉計画における整備目標の達成や、重度障害のある方が利用する事業所等の整備を計画的に進めるためには、施設整備にかかる予算の確保が必要。
- こども家庭庁所管の次世代育成支援対策施設整備交付金は、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、非常用自家発電設備整備補助が入所施設に限定されており、南海トラフ地震も想定した防災力の取組強化を図るため、見直しが必要。

(2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 地域生活支援事業については、県と市町の国庫補助金の交付額が所要額の6割程度にとどまっており、安定的、継続的な事業実施のための十分な財源確保が必要。
- 特に市町からニーズの高い移動支援事業や日中一時支援事業について、柔軟かつ安定した仕組みへしていくための検討が必要。

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 平成28年に発生した「津久井やまゆり園」事件を踏まえ、全国で研修やフォーラムを開催してきたが、共生社会の理念を浸透させる取組は道半ば。障害福祉従事者等に加え、経済界などの広く社会への理念普及に力を入れていくことが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1)障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 社会福祉施設整備費国庫補助金については、令和2年度までは高い内示率で採択いただいていたが、**令和3年度以降は施設整備補助に係る当初予算が大幅に減額しており、「滋賀県障害者プラン 2021」に基づく計画的な整備が困難な状況。**

◇国庫補助等の推移

(単位:億円)

	R2 当初	R2 補正	R3 当初	R3 補正	R4 当初	R4 補正	R5 当初	R5 補正	R6 当初	R6 補正	R7 当初
国予算額	174	82	48	85	48	99	45	101	45	108	50
採択/協議	11/11	6/6	1/7	3/3	1/9	1/6	1/5	2/3	1/3	3/3	—
内示率	100%	100%	14%	100%	22%	28%	44%	59%	44%	100%	—

約1/4

- **特に重度障害者が利用できるグループホームを求める要望が多くあり、それに応えるべく整備計画を立てようとする法人があるが、目処が立たない状況が続いているため、R8年度までの緊急的な措置として県独自のグループホーム整備に取り組んでいる。**
- 厚生労働省所管の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、入所施設および通所事業所への非常用自家発電設備整備補助があり、**こども家庭庁に移管されるまでは放課後等デイサービス事業所も対象となっていたもの。**
- 本県では、令和7年度に医療的ケア児が通所する放課後等デイサービス等に対し、非常用発電装置等購入費にかかる財政的支援を実施し、災害時に必要となる電源確保に備えることにより、防災力の強化を図ることとしている。

(2)地域生活支援事業費補助金の財源の確保

◇国庫補助実績(県事業・市町事業計)

(単位:千円)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国庫所要額	1,159,235	1,204,387	1,241,613	1,256,081	1,280,411	1,296,576
国庫受入額	745,504	753,942	768,709	793,724	787,225	813,056
充足率	64.3%	62.6%	61.9%	63.2%	61.5%	62.7%

- **特に移動支援事業および日中一時支援事業は、市町の地域生活支援事業総事業費のおおよそ半分(R5実績)を占める事業であり、特に手厚い補助や個別給付化を求める声が市町からあがっている。**

(3)共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により、全国各地で共生社会フォーラムを開催。(H30～R6年度にかけて全国30か所で開催・オンライン開催1回)
- 今後は、経済界への理念普及やリーダー養成に重点的に取り組む。
- 共生社会の理念浸透に向け、事業の継続・充実が必要。(24道県で実施)

担当：健康医療福祉部障害福祉課 事業所指導・人材確保係、企画・共生推進係
TEL 077-528-3540



3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを

持続的な病院経営が可能な診療報酬改定

- 地域における中核的な病院として、一般の医療機関では対応が難しい政策医療や不採算医療に取り組む全国の自治体病院において、持続的な経営が可能となるよう診療報酬の改定を要望

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

病院の経営状況をふまえた診療報酬の改定

- 診療報酬について、物価・賃金の上昇に対応できるスキームを導入すること。
- 社会保障予算に関して、財政フレームの見直しを行い、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という取扱いを改めること。

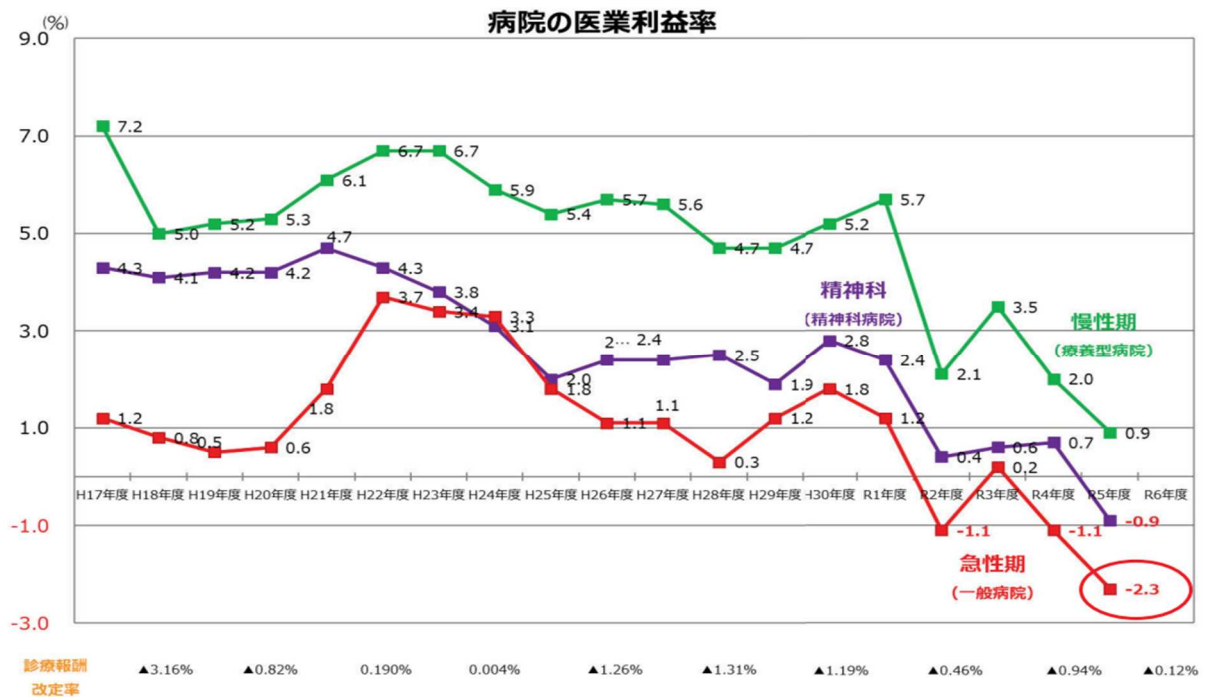
2. 提案・要望の理由

- 物価の高騰や賃金が急激に上昇する中、病院の経営が非常に厳しい状況に置かれている。令和6年度診療報酬の改定が行われたが、物価が3%弱上昇し、職員の処遇改善が求められているなかで、本体改定率が0.88%と低い。
- 令和6年度診療報酬改定において、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という財政制約が踏襲され、病院の経営状況が危機的な状況となっている。

(本県の取組状況と課題)

現状と課題

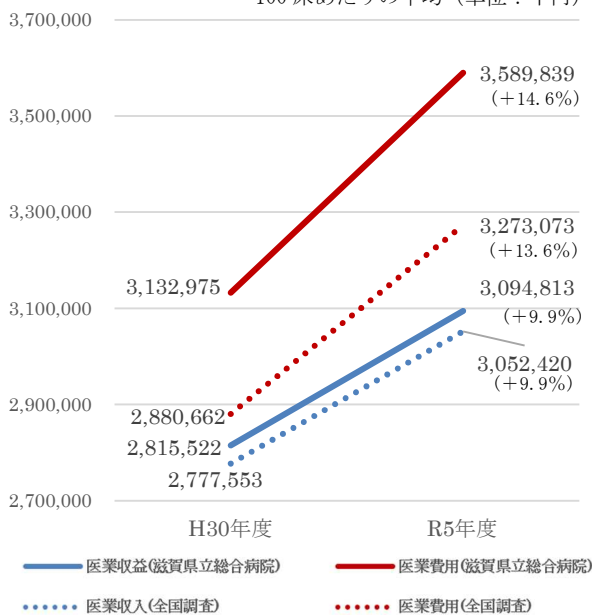
- 県立総合病院の状況として、コロナ前の平成30年度(2018)と比較して、医業収益は伸びているものの、医業費用についてはそれ以上の伸びを示しており、経営状況が悪化している。



出典：WAM 独立行政法人医療福祉機構資料より加納繁照氏作成

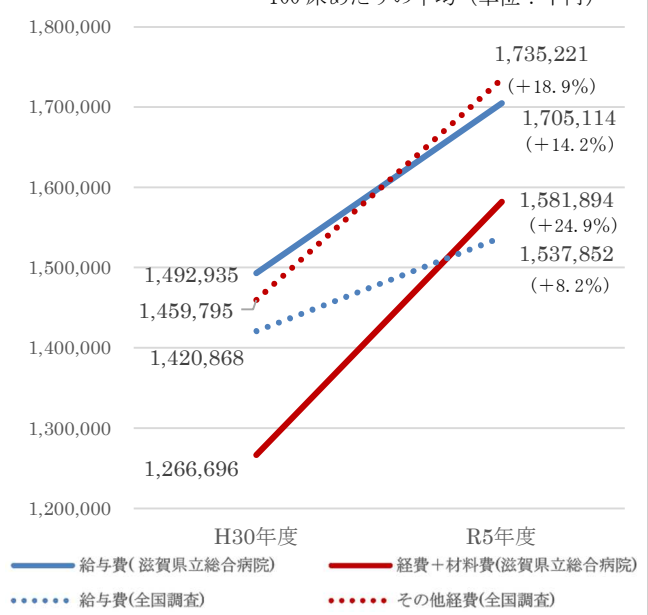
医業収益・医業費用の変化

100床あたりの平均 (単位：千円)



経費の変化

100床あたりの平均 (単位：千円)



(全国調査)は2024年度病院経営定期調査【3病院団体合同調査】

担当：病院事業庁経営管理課経営改革推進室
TEL 077-582-5852



犯罪被害者等の支援

- 犯罪被害者等が置き去りにされることなく、一日も早く、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を推進する。

【提案要望先】内閣府、警察庁

1. 提案・要望内容

(1) 犯罪被害者等支援の相談支援記録システムの構築

- 犯罪被害者等からの相談支援内容を記録する全国統一のシステムを構築すること。

(2) 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の必要額の確保と充実

- ”性暴力被害者のためのワンストップ支援センター”の安定的な運営のため、交付金の必要額を確保し医療費等公費負担事業の交付率を 1/3 から 1/2 に引き上げること。

2. 提案・要望の理由

(1) 犯罪被害者等支援の相談支援記録システムの構築

- 厚生労働省は現在、重層的支援体制整備事業において、関係者が情報共有を行うための「相談記録プラットフォーム」の開発を検討している。犯罪被害者等支援においても警察・地方公共団体・民間支援団体をネットワークで結ぶ情報共有システムがあれば、支援の充実化・効率化、担当者のスキルアップにつながる。また、データの集計・分析も容易になり、実態を踏まえた効果的な施策の立案も可能になる。
- 令和6年7月、警察庁から全国の地方公共団体に対し、犯罪被害者等支援における「多機関ワンストップサービス」の体制構築を要請する通知があったが、関係機関が多数に及ぶ支援を効果的・効率的に提供するためには体制のDX化が必須。
- 一方で、全国の各民間支援団体においては、相談支援件数の集計方法にバラツキがある。正確なデータ公表や情報発信のためには国において集計基準等を統一し、どこに居住しどこへ転居しても一定水準の支援を継続して受けられる環境の整備が必要。

(2) 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の必要額の確保と充実

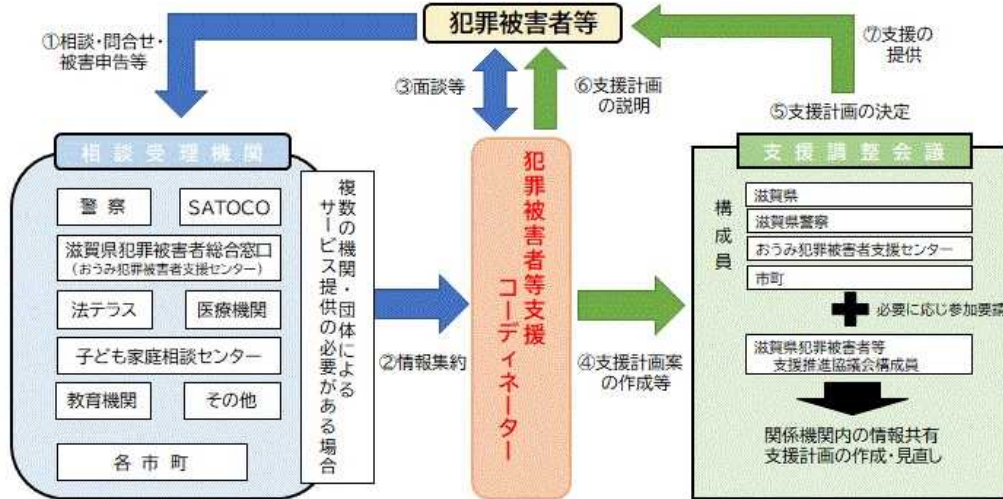
- 相談支援件数が年々増加しており、それに伴い相談支援従事者の負担も増大している。安定した運営を続けていくには、財政支援制度の継続と必要額の確保が不可欠。
- 被害届のある場合は警察庁から都道府県警へ医療費等の公費負担がなされるが、その補助率は 1/2。様々な事情で被害届の提出を躊躇する者も同じ被害者であることに変わりはなく、被害届の有無によって補助率に 1/2、1/3 と差があるのは不合理。

(本県の取組状況と課題)

(1) 犯罪被害者等支援の相談支援記録システムの構築

- 多機関ワンストップサービスの体制の構築については、「滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会」(68 機関・団体)を活用。

滋賀県多機関ワンストップサービス体制(概要)



- 犯罪被害者総合窓口は(公社)おうみ犯罪被害者支援センターに委託。委託内容には「支援調整会議」を運営するコーディネーターの業務も含まれる。
- 令和6年度の総合窓口の相談支援件数は2,061件もあるが、記録はすべて紙保存。集計や分析に時間がかかり、過去の事例検索が困難。
- 令和7年度から相談支援記録の電子化に着手しているが、財政負担の継続が課題。

(2) 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の必要額の確保と充実

性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO(サトコ)



- 「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖」(通称SATOCO)は、24時間365日、10名の専門看護師(SANE)が対応。
- SATOCOの令和6年度の相談支援件数は2,592件。過去10年間で約6倍も増加し、被害者の低年齢化や被害の深刻化も進んでいる。
- 相談から診察治療、心のケア、生活支援に至るまで、被害者の立場に立った途切れのないきめ細やかな支援を行っている。

担当：総合企画部県民活動生活課
消費生活・安全なまちづくり係
TEL 077-528-3414





彦根城の世界遺産登録実現に向けた取組への支援

- ▶ 彦根城の世界遺産登録を早期に実現することで、日本の城の新たな価値・魅力を国内はもとより世界に向けて広く発信する
- ▶ 彦根城の新たな価値・魅力の県内外での共有を進めるとともに、保存管理体制の強化などを進めることで、世界遺産にふさわしい地域づくりを進める

【提案・要望先】文部科学省、文化庁

1. 提案・要望内容

彦根城の世界遺産登録に向けての一層の支援

- 彦根城の世界遺産登録の早期実現に向けて、推薦書（暫定版・完成版）の作成に向けた技術的支援（助言）の継続
- ユネスコ諮問機関イコモスの現地調査への準備や適切な情報の共有、彦根城の価値についての国際的な情報発信など、国と県の連携の一層の強化と、国としての彦根城の世界遺産登録の着実な推進

2. 提案・要望の理由

- 彦根城の価値・魅力は彦根城固有のものではなく、日本の城に共通するものであり、彦根城世界遺産登録推進の取組は、国全体の文化の発信に貢献。
- 国において、登録に向けた支援・推進の更なる強化を要望。



<これまでの経過>

- 彦根城は、日本が世界遺産条約に批准した平成4年に世界遺産暫定一覧表に記載されて以降、すでに30年が経過。
- 令和5年7月に国の文化審議会から「彦根城は事前評価制度を活用して顕著な普遍的価値の検討を進めることが有効」との意見を受け、文化庁と協議を重ね事前評価申請書を作成し、9月に国からユネスコに提出。
- 令和6年10月にその評価結果が出され、彦根城が表す「江戸時代の大名統治システム」に顕著な普遍的価値の可能性があると評価。
- その後は、事前評価の結果に対応した推薦書（素案）の作成など、彦根城の世界遺産登録をより確実にするための活動を文化庁と協議を行いながら推進しており、国内推薦候補として令和7年度に選定されることを目指しているところ。

(本県の取組状況)

① 滋賀県と彦根市の取組

- 彦根城は、平成4年に、姫路城や法隆寺など12資産とともに、世界遺産暫定一覧表に記載された。
- 令和元年度に、滋賀県と彦根市で協定書を締結し、令和6年の登録実現を目標に、協働して作業を進めることを確認した。
- 令和2年度から滋賀県と彦根市で、作業母体として彦根城世界遺産登録推進協議会を設立し、推薦書(素案)の作成・改訂に取り組んでいる。
- 令和3年度には、課題であった国際会議を開催し、国際的な評価を確認した。また、民間においても彦根商工会議所が中心になり、応援組織「世界遺産でつながるまちづくりコンソーシアム」を設立された。
- 令和4年度には、国が「佐渡島の金山」を改めて推薦したことにより、当初の目標であった令和6年度の登録実現は不可能になった。
- 令和5年7月に、国の文化審議会から彦根城は事前評価制度を活用することが有効との意見を示された。これに従い、国とともに事前評価申請書を作成し、令和5年9月に国からユネスコに申請書を提出。
- 令和6年10月に事前評価の結果を受理。以後、事前評価の結果に対応した推薦書(素案)の作成を県・市で進め、現在、内容の充実に向けて文化庁と協議中。今後、国の文化審議会の審議を受け、令和7年度に国内推薦の答申を得るものとした。



② 彦根城の顕著な普遍的価値

- 彦根城は、世界的にも注目される250年以上の安定を形成、維持した江戸時代における統治の方針・在り方を、その特徴的な外観や平面構造によって示す地域政治拠点の典型・代表例として世界的な価値がある。

③ 最短での登録実現までのスケジュール

- 令和6年度 事前評価結果の受理
- 令和7年度 国内推薦の決定を経て、ユネスコへ推薦書を提出
- 令和8年度 イコモスの現地調査
- 令和9年度 イコモスの勧告を経て、ユネスコ世界遺産委員会にて、彦根城の世界遺産登録が決定

担当：文化スポーツ部 文化財保護課
彦根城世界遺産登録推進室
TEL：077-528-4682



「知る・守る・活かす」

文化財の保存継承に向けた取組への支援

- ▶ 本県は、全国有数の文化財保有県であり、本県の文化財を次世代に継承していくため、文化財の保存と活用に関する種々の取組を着実に推進する

【提案・要望先】文部科学省、文化庁

1. 提案・要望内容

文化財の保存継承に向けた取組への支援

- 文化財所有者等が行う文化財の保存・活用の取組に対する支援の充実と補助事業等に係る予算の確保

2. 提案・要望の理由

文化財の保存継承に向けた取組への支援

- 文化財の価値をまちづくりや地域活性化、観光振興などに活かしていこうとするなど、文化財への期待は増大している。
- 文化財は一度失ってしまえば二度と取り戻すことのできないものであり、伝承し続けなければ失われていくものである。
- 少子高齢化や過疎化、昨今の物価高騰などを背景に、所有者等による文化財の維持管理や保存修理・整備、防災施設整備、埋蔵文化財の緊急調査等に要する費用負担が困難になっている中で、文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存・活用の取組に対する支援の充実と補助事業に係る予算確保が必要。
- また、本県では、令和6年度から「琵琶湖に眠る水中遺跡魅力発掘・発信事業」を開始しており、今後、水中遺跡の調査に着手したいと考えている。高度な調査技術を要する取組のため、国と連携が必要である。



延暦寺根本中堂・廻廊 建造物保存修



小田神社楼門

(本県の取組状況と課題)

【建造物】

- 本県の文化財建造物の防災施設整備について、設置から40年以上経過しており、また、文化庁から示されている「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」（令和3年12月）に適合できていないものが多数ある。
- 国土強靱化と一体的な防火・耐震等の対策など防災対策に向けて国庫補助金の加算継続等により、一層の整備促進を進める必要がある。

	対象数	未設置数	40年以上経過	新指針未対応
国指定建造物	249件	18件(7%)	80件(32%)	179件(71%)

【水中遺跡】

- 琵琶湖に眠る水中遺跡は滋賀ならではの埋蔵文化財であり、その価値と魅力を広く発信し、より一層の保存と活用を図る。令和6、7年度に、水中遺跡の保存活用基本構想を策定し、今後の取組内容を検討するとともに、展示会等の実施により魅力発信を行う。水中遺跡の調査には高度な技術を要するため、国と連携が必要。

【史跡・名勝】

- 草津宿本陣や永原御殿跡等の史跡等の所有者等が、その適切な保存を図るための保存修理や活用を図るための整備工事を実施。また、県では、「特別史跡安土城跡整備基本計画」に基づき、令和5年度から20年計画で「令和の大調査」として特別史跡安土城跡調査整備事業を実施。



特別史跡安土城跡

- 史跡・名勝の整備は長いスパンをかけて実施するものが多く、今後とも予算の確保が必要。

【埋蔵文化財】

- 県や各市町は開発に伴う埋蔵文化財の試掘調査や発掘調査等を行っている。また、近年、新たな発見があった坂本城跡の石垣の現状保存と史跡指定を目指す取組や、本県の埋蔵文化財センターの機能向上を目指す取組を行っているところであるが、埋蔵文化財の適切な保存と活用に向けて、十分な予算措置が必要。



坂本城で発見された石垣

担当：文化スポーツ部 文化財保護課
管理係、建造物第一係、記念物・埋蔵文化財係
TEL：077-528-4670

- 激甚化・頻発化する災害に屈しない強靱な県土づくりに向け、防災・減災、国土強靱化を一層推進し、県民の安全・安心な生活を確保する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 国土強靱化対策の更なる推進に向けた予算・財源の確保

- 継続的・安定的に対策を進めるための例年を上回る規模の予算・財源の確保
- 必要な事業規模と期間を盛り込んだ「国土強靱化実施中期計画」の策定
- 必要な予算・財源の通常予算とは別枠による確保

(2) 地方整備局等の体制の強化・充実

- 大規模広域災害に備えた地方整備局の体制の強化や資機材の充実

2. 提案・要望の理由

(1) 国土強靱化対策の更なる推進に向けた予算・財源の確保

- 自然災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震の発生等が危惧されており、継続的・安定的な対策を進めるため、例年を上回る規模の予算確保が課題。
- 令和6年能登半島地震と同様、本県でも琵琶湖西岸断層による地震発生が危惧されており、既設構造物の機能強化など、より一層の推進が必要。
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を重点的・集中的に進め、3か年緊急対策と併せて取組の効果が発現しているが、未だ道半ば。
- 災害による被害を最小限に抑えるため、5か年加速化対策後も国と地方が一丸となって、国土強靱化の取組を中長期的に強力に進めることが重要。
- 資材価格の高騰等も踏まえ、必要な事業規模と期間を盛り込んだ「国土強靱化実施中期計画」を策定し、予算・財源を別枠で確保することが必要。

(2) 地方整備局等の体制の強化・充実

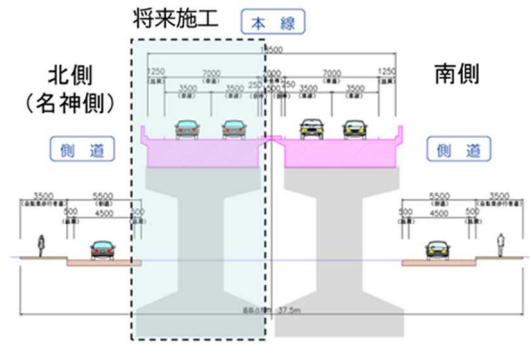
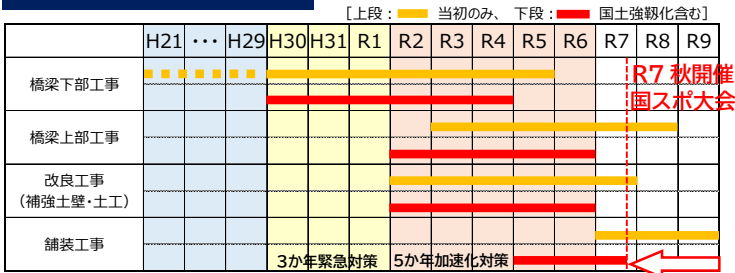
- 大規模広域災害時にも被災自治体のニーズに対応できるよう、TEC-FORCEを含めた地方整備局などの体制の強化や必要となる資機材の更なる充実が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1)国土強靱化対策の更なる推進に向けた予算・財源の確保

事例：道路整備

山手幹線の早期供用

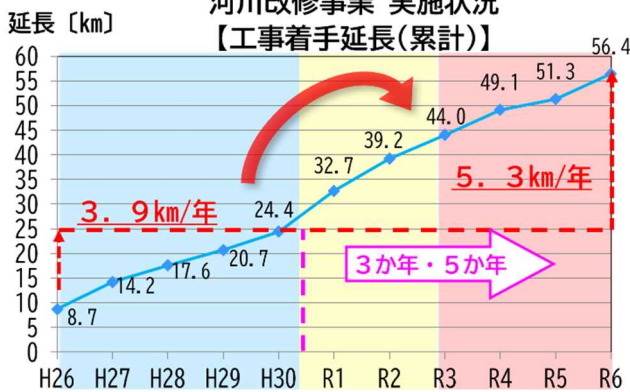


約2年短縮!

- ・国土強靱化予算活用で L=3.0km 高架道路工事を約2年短縮
- ・令和7年度秋開催の国スポ・障スポ大会前に全線供用の見込み
- ・強靱で信頼性の高い道路ネットワークの構築がまだまだ必要

事例：治水対策

河川改修事業 実施状況 【工事着手延長(累計)】



- ・国土強靱化予算活用により多数の河川事業に着手
- ・予算化前後で工事着手の河川延長が約1.4倍に向上
- ・改修が必要な区間は多く継続的・安定的な予算確保を

■金勝川(天井川の切下げ改修を実施)

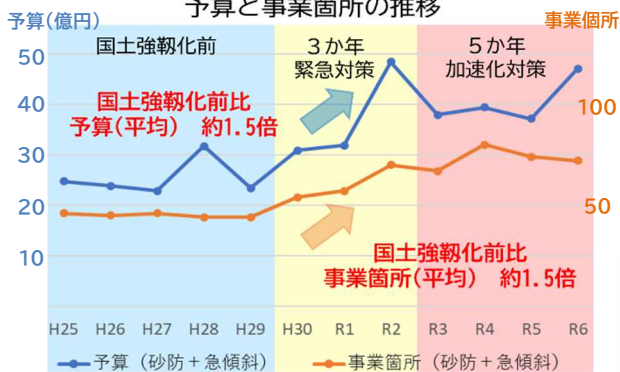


■北川(天井川の切下げ改修を実施)



事例：土砂災害対策

予算と事業箇所の推移

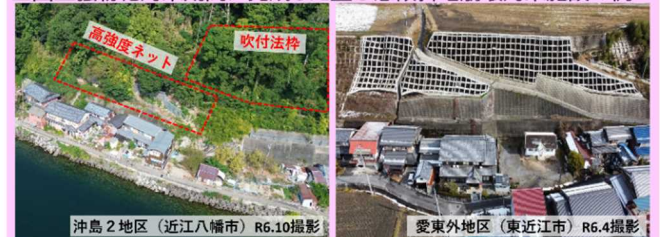


- ・予算化前後で事業費・事業箇所が約1.5倍に向上
- ・事業実施箇所の対象保全家屋数が2.4倍に向上
- ・対策が必要な箇所は多く継続的・安定的な予算確保を

■国土強靱化対策期間に完成した主な砂防施設の例



■国土強靱化対策期間に完成した主な急傾斜地崩壊対策施設の例



担当：土木交通部 監理課 TEL 077-528-4112



県土の発展に資する道路整備の推進と早期事業化

➤ 災害脆弱性と人口老朽化を克服し、強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

- (1) 事業中箇所を着実な推進に必要な予算確保および早期開通
- (2) 国道1号栗東水口道路Ⅰ・Ⅱおよび
水口道路3工区の予算確保・早期4車線化
- (3) 国道8号バイパス（彦根・東近江間）の早期事業化

2. 提案・要望の理由

(1) 事業中箇所を着実な推進に必要な予算確保および早期開通

- 3か年緊急対策や5か年加速化対策により、県下の道路整備は進展しているものの、いまだ道半ばであり、災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築を推進するためには、引き続き直轄事業の予算確保・早期開通が必要。
- 具体的には、国道8号野洲栗東バイパス、国道161号安曇川地区交差点立体化の早期開通、および国道161号小松拡幅13工区、国道365号栃ノ木峠道路の着実な推進が必要。

(2) 国道1号栗東水口道路Ⅰ・Ⅱおよび水口道路3工区の予算確保・早期4車線化

- 当該工区は、暫定2車線で供用済みではあるものの、交通容量不足などによる慢性的な渋滞などの課題がある。
- 国道1号栗東水口道路Ⅰ（残区間0.9km）等の令和7年秋開通後は更なる渋滞が発生すると考えられ、暫定2車線区間の4車線化に向け、早期整備着手が必要。

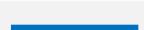
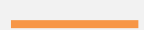
(3) 国道8号バイパス（彦根・東近江間）の早期事業化

- 国道8号（彦根・東近江間）は、渋滞箇所や事故危険区間が存在しており、また、令和3年12月の大雪などで交通が分断している。
- 安定的な物流の確保や地域住民の安全確保のためバイパスの早期事業化が必要。

(本県の取組状況と課題)

■滋賀県内の主な道路事業

凡例

	高速道路
	直轄国道

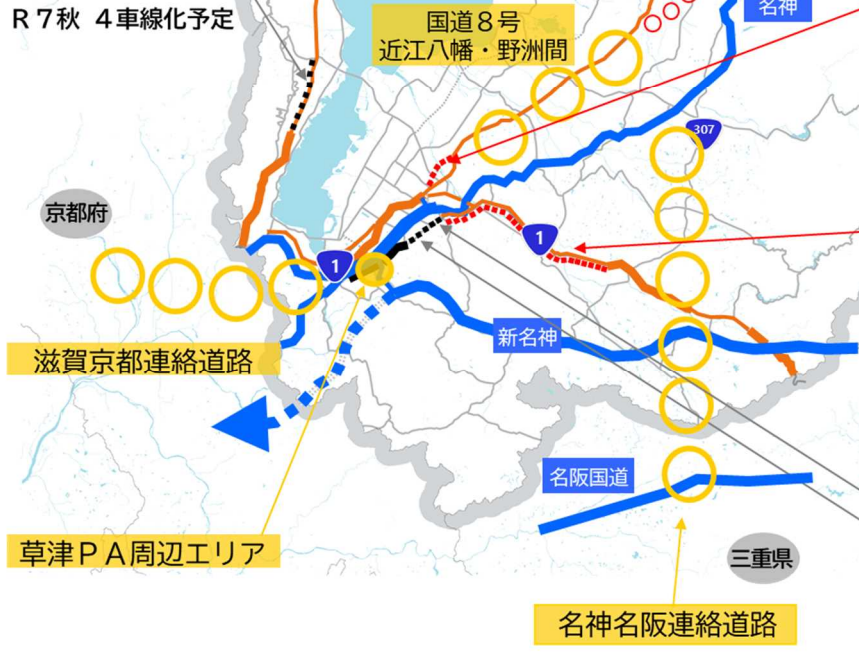
国道161号
安曇川地区交差点立体化



国道161号
小松拡幅 (13工区)

国道161号
小松拡幅 (14工区)
R7秋 全線開通予定

国道161号
湖西道路
(真野～坂本北)
R7秋 4車線化予定



国道365号 栃ノ木峠道路

国道8号 米原バイパス
R7秋 全線開通予定

国道8号バイパス
(彦根・東近江間)



現道渋滞状況

国道8号
野洲栗東バイパス



国道1号
栗東水口道路 I・II
水口道路3工区



現道渋滞状況

国道1号 栗東水口道路 I
(主) 大津能登川長浜線
【個別補助事業】
R7秋 全線開通予定

■令和7年秋開通予定の道路事業



▲R161 小松拡幅 14工区



▲R161 湖西道路 4車線化



▲R1 栗東水口道路 I



▲R8 米原バイパス

担当： 土木交通部 道路整備課 TEL 077-528-4132

県土の更なる発展を支える道路整備に向けた調査推進

- 災害脆弱性と円滑な老朽化を克服し、強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

- (1) 名神名阪連絡道路の計画の具体化に向けた一層の支援・連携
- (2) 滋賀京都連絡道路の事業化に向けた計画段階評価を進めるための調査の推進
- (3) 国道8号（近江八幡・野洲間）の調査推進
- (4) 草津 PA 周辺エリアの整備方針策定に向けた調査推進

2. 提案・要望の理由

(1) 名神名阪連絡道路の計画の具体化に向けた一層の支援・連携

- 当県・三重県で、名神高速道路八日市 IC 付近から名阪国道上柘植 IC 付近までの約 30 km で優先区間絞り込みのための調査を実施中。高速道路等の迂回や物流の定時性・安定性確保のため、名神名阪連絡道路の計画の具体化に向けて、国の一層の支援・連携が必要。

(2) 滋賀京都連絡道路の事業化に向けた計画段階評価を進めるため調査の推進

- 国道1号の滋賀・京都間は、府県境や大津市南部に2車線区間があり、交通の集中により慢性的な渋滞が発生。また、大雪・大雨等の災害により過去15年で7回の通行止めが発生。
- 滋賀京都連絡道路の早期事業化に向け、計画段階評価を進めるための調査の推進が必要。

(3) 国道8号（近江八幡・野洲間）の調査推進

- 国道8号（近江八幡・野洲間）は、交通円滑化や幹線道路の機能強化等のため、事業化に向けた調査推進が必要。

(4) 草津 PA 周辺エリアの整備方針策定に向けた調査推進

- 草津 PA 周辺エリアの渋滞解消やにぎわい創出のため、整備方針策定に向けた調査推進が必要。

(本県の取組状況と課題)

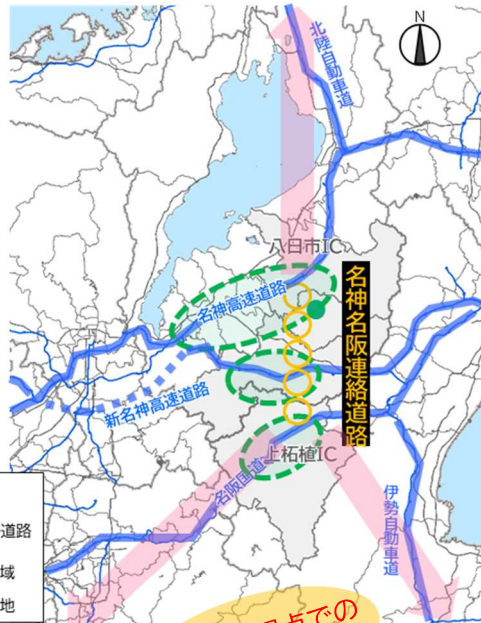
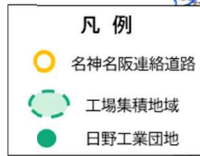
■名神名阪連絡道路の状況

日本海側・太平洋側の二面活用

「名神・新名神・名阪国道」を南北につなぐことで、第三次国土形成計画における日本海国土軸・太平洋国土軸の二面活用貢献!

強靱な物流ネットワークの構築

WISENET2050の柱の一つである「経済成長・物流強化」に貢献!



災害時の リダンダンシー確保



住民説明会・オープンハウス (令和5年1月~2月)



広域的な視点での検討が必要

第2回有識者委員会 (令和6年11月)



【主な議事】
住民等意見聴取(PI)結果
早期効果発現に向けた提案
⇒優先区間の検討に着手

■滋賀京都連絡道路の状況

- ・府県境や大津市南部における2車線区間で**慢性的な渋滞**が発生しており、企業活動を阻害。交通事故也多発。
- ・大雪・大雨等の**災害**により 幾度となく**通行止め**が発生 (過去15年で7回)。



▼ 近年の国道1号の被災状況

通行止日時	通行止期間	被災場所	被災原因
H25.9.16 ~ H25.9.17	約1.5日	大津市逢坂	雨 事前通行規制区間での規制雨量超過による通行止め (その後豪雨による土砂流出により被災)
H25.9.16 ~ H25.9.16	約5時間	京都市山科区~京都市東山区	雨 事前通行規制区間での規制雨量超過による通行止め
H27.1.1 ~ H27.1.1	約5時間	大津市横木~大津市逢坂	雪 立往生車の排出
H27.7.18 ~ H27.7.18	約6時間	京都市山科区~京都市東山区	雨 事前通行規制区間での規制雨量超過による通行止め (台風11号)
R3.8.14 ~ R3.8.19	約4日	大津市本宮~大津市横木	雨 事前通行規制区間での規制雨量超過による通行止め (その後豪雨による土砂流出により被災)
R5.1.24 ~ R5.1.25	20時間	京都市山科区~京都市東山区 (大津市逢坂でも通行止)	雪 立往生車の排出
R5.1.27 ~ R5.1.28	約3時間	京都市山科区~京都市東山区	雪 立往生の恐れ

担当： 土木交通部 道路整備課 TEL 077-528-4132

道路の防災・減災および老朽化対策の推進

- 災害脆弱性とインフラ老朽化を克服し、強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

- (1) 地震など災害に強い道路網の構築に向けた財政支援
- (2) 道路インフラ施設の予防保全への転換を加速化するための財政支援
- (3) 緊急自然災害防止対策事業債・公共施設等適正管理推進事業債の期間延長

2. 提案・要望の理由

(1) 災害に強い道路網構築の推進

○本県では、令和4年度に「滋賀県橋梁耐震補強計画」を策定。緊急輸送道路における橋梁耐震化の推進のため、補助制度創設による財政支援が必要。

○法面对策については、土砂災害対策道路事業により実施しているが、砂防事業との連携が条件となっている。能登半島地震でも盛土法面をはじめ、多くの土砂流出等による被害が確認されていることから、災害時の法面崩壊による道路寸断防止のため、道路単独箇所への新たな補助制度の創設が必要。

(2) 老朽化が進む道路インフラ施設の予防保全

○本県の管理橋梁は3,030橋。令和6年度より3巡目点検に着手。1巡目点検分184橋、2巡目点検分45橋が措置完了。事後保全から予防保全への転換には現在の進捗ではさらなる財政措置が必要。

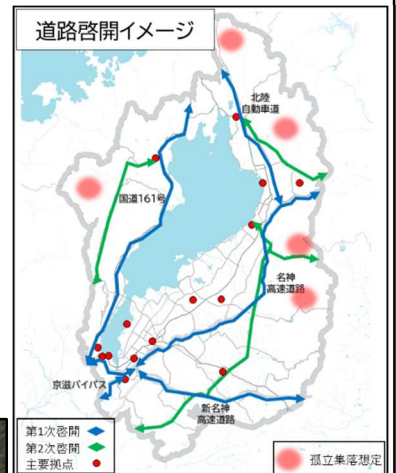
(3) 緊急自然災害防止対策事業債・公共施設等適正管理推進事業債の期間延長 (地方債制度)

○防災・減災、国土強靱化対策などの国の補助に加え、県単独事業費による法面对策や舗装修繕の拡大も図るため、緊急自然災害防止対策事業債(令和7年度まで)および公共施設等適正管理推進事業債(令和8年度まで)の期間延長が必要。

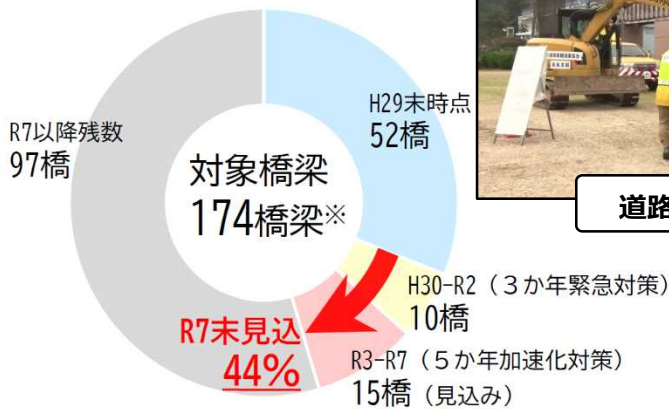
(本県の取組状況と課題)

■滋賀県独自の道路啓開計画の策定と訓練の実施

- ・大規模地震を考慮し、関係各者の協働により策定した**滋賀県地域道路啓開計画**を踏まえ、能登半島地震で顕在化した小規模集落孤立の課題を受け、孤立集落の早期解消等を目的とした**県独自の滋賀県地域版道路啓開計画**を令和7年3月に策定。策定に先立ち11月に**実動訓練**を実施。



■橋梁耐震補強の推進



道路啓開実動訓練



橋脚補強の状況【野田橋】

■法面对策の推進

【道路防災総点検箇所への対策状況】

要対策箇所：1,152箇所 (R7.3現在)
うち対策完了箇所数：338箇所 (29%)

大津信楽線 (大津市)



葛籠尾崎大浦線 (長浜市)



■道路インフラ施設の予防保全

橋梁修繕状況 (H26~R6) 【県管理橋梁：3,030橋】

【10年間の実績】

- ① 平均措置数：約30橋/年
- ② Ⅲ判定確認数：約15橋/年 → Ⅲ判定減少数：約15橋/年

Ⅲ判定橋梁残
63橋 ÷ 15橋/年
→ 4年以上必要



損傷・修繕 (塗装塗替) 状況【米原跨線橋】

担当：土木交通部道路保全課 防災保全係 TEL 077-528-4133



県民の安全・安心に資する道路整備の推進

➤ 県民の日々の生活を支え、安全・安心で快適に移動できる道路空間を構築

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

- (1) 「いのち」を守る道路環境整備の推進
- (2) ナショナルサイクルルート「ビワイチ」
自転車走行環境整備の推進

2. 提案・要望の理由

(1) 「いのち」を守る道路環境整備の推進

- 令和3年度の通学路合同点検対策未完了箇所について、歩道整備などの本対策の早期完了に向けて、引き続き交通安全対策補助（通学路緊急対策）による財政支援が必要。また、令和4年度以降の合同点検による新たな対策箇所についても、補助対象となるよう制度の拡充が必要。
- 速度超過車両や通過交通により生活道路の安全が脅かされているため、ゾーン30プラス地区などの対策に向けて、引き続き地区内連携事業による財政支援が必要。

(2) ナショナルサイクルルート「ビワイチ」自転車走行環境整備の推進

- ナショナルサイクルルートに指定された低速コースは令和4年度に整備完了し、現在、上級コースの自転車通行帯の整備を推進中。
- 引き続き、「ビワイチ」の走行環境整備を計画的に推進するため、補助制度の創設による安定的な財政支援が必要。
- 旅行需要喚起に向けた国内外との交流拡大のため、情報発信を推進しており、引き続き、国と連携した更なる情報発信が必要。

(本県の取組状況と課題)

■「いのち」を守る道路環境整備の推進

◆通学路の安全対策

【点検状況】登下校時に子ども目線で点検



【事業箇所】



◆生活道路の安全対策

【事業箇所】 ゾーン30プラス整備状況



■ナショナルサイクルルート「ビワイチ」自転車走行環境整備の推進

◆環境整備



低速コース整備 (R4 完了)

家族連れゆっくりサイクリング

- ・自転車歩行者専用道路整備
- ・青矢羽根、青破線の整備
- ・ルート案内看板の設置 など

- 自転車歩行者専用道路 (低速コース)
- 車道混在 (低速コース)
- 公園内通路 (低速コース)
- 自転車通行帯 (上級者コース) 整備済
- 自転車通行帯 (上級者コース) 計画



- ・路肩拡幅 (自転車通行帯整備)
- ・ルート案内看板の設置 など

◆情報発信

第1次 NCR4 県知事集合



R6.10
サイクリングしまなみ 2024
レゾナンス・ライド 知事出席
(愛媛県・広島県)



R6.11
「ビワイチ週間」
イベント開催
(滋賀県)

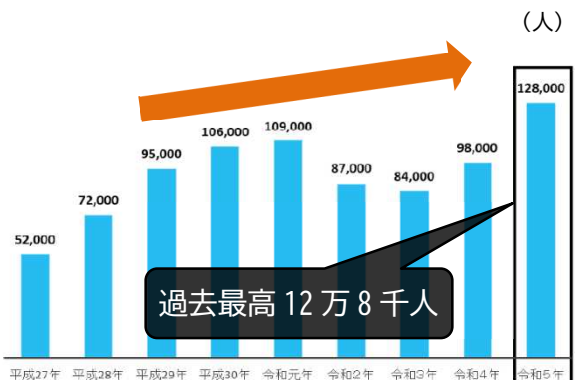


R6.11
大台南国際旅展
出展
(台湾)



R7.3
サイクルモード大阪
出展
(大阪府)

◆琵琶湖一周サイクリングの体験者数 (推計値)



◆国外との交流

R5.11
自転車施策に関する
交流と意見交換
(オーストリア・ブルガリア州)



担当：土木交通部道路保全課 歩行者・自転車安全係 TEL 077-528-4133

住民のいのちと暮らしを守る流域治水の推進



- 激甚化・頻発化する水災害や土砂災害に対して、住民のいのちと暮らしを守るため、ハード・ソフトの両面から流域治水施策を推進する。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

- (1) 緊急自然災害防止対策事業債の期間延長
- (2) 公共施設等適正管理推進事業債の期間延長と充実
- (3) 災害危険区域等建築物防災改修等事業の恒久化

2. 提案・要望の理由

(1) 緊急自然災害防止対策事業債の期間延長(地方債制度)

- 当事業債を活用し、護岸整備や河道掘削、堤防強化を集中的に実施したことで、流下能力が向上する等、治水安全度が目に見えて向上し、地域から感謝の声をいただいている。
- 防災・減災、国土強靱化対策などの国の補助に加え、県単独事業費による治水事業および砂防事業の拡大も図るため、緊急自然災害防止対策事業債（令和7年度まで）の期間延長が必要。

(2) 公共施設等適正管理推進事業債の期間延長と充実(地方債制度)

- 当事業債を活用し、河川やダム、砂防施設の長寿命化対策、観測機器の更新を実施しており、当事業債は管理施設の適正な維持管理に重要な役割を果たしている制度。
- 管理施設の安定的な運用と長寿命化対策の加速化のため、公共施設等適正管理推進事業債（令和8年度まで）の期間延長、充当率の拡大、交付税措置率の拡大が必要。

(3) 災害危険区域等建築物防災改修等事業の恒久化

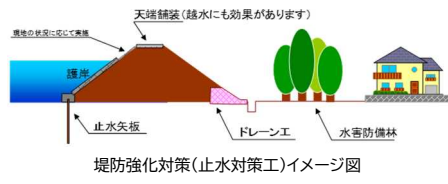
- 本県では滋賀県流域治水条例に基づき浸水警戒区域（災害危険区域）を指定しており、区域指定に関する計画策定や、既存不適格建築物の防災改修費用を補助する当事業が指定の推進に大きく寄与している。
- 今後、指定した浸水警戒区域での防災改修や、未指定地区での指定推進および特定都市河川浸水被害対策法に基づく浸水被害防止区域指定のため、災害危険区域等建築物防災改修等事業（令和7年度まで）を恒久的な制度とすることが必要。

(本県の取組状況と課題)

■緊急自然災害防止対策事業債の活用事例



築堤
護岸整備
を実施

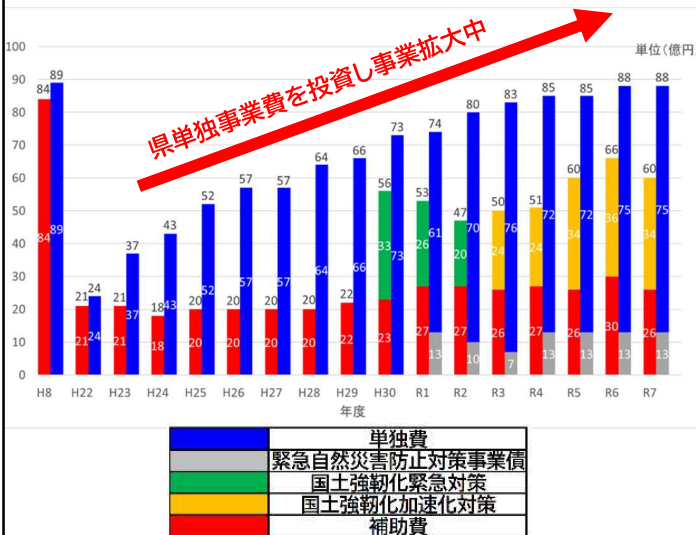


堤防強化対策
を実施

■地方債の措置状況

	地方債 充当率	交付税 措置率
緊急自然災害防止 対策事業債	100%	70%
公共施設等適正管理 推進事業債	90%	30~ 50%

■河川事業費の推移



■公共施設等適正管理推進事業債の活用事例



■浸水警戒区域指定状況



■防災改修のイメージ



担当：土木交通部 流域政策局 河港事業室 TEL077-528-4157

流域治水政策室 TEL077-528-4290 水源地域対策室 TEL077-528-4173 砂防室 TEL077-528-4192

土砂災害からいのちと暮らしを守る砂防事業の推進

- ▶ 激甚化・頻発化する土砂災害に対して、住民のいのちと暮らしを守るため、ハード・ソフトの両面から土砂災害防止対策を推進する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

- (1) 「伊吹山保全対策に係るロードマップ」実行のための確実な予算確保
- (2) 継続的に実施することが必要な基礎調査に対する財政支援の拡大

2. 提案・要望の理由

- (1) 「伊吹山保全対策に係るロードマップ」実行のための確実な予算の確保

- 昨年7月、大雨により米原市伊吹地先で三度の土砂災害が発生し、集落内や県道2路線に被害が発生。
- 発災直後、TEC-FORCE 高度技術指導班から技術的助言を受けて速やかに取りまとめた、「勝山谷川緊急土砂災害対策」を元に、伊吹山保全対策の方針となる砂防堰堤2基を含む「伊吹山保全対策に係るロードマップ」を作成した。
- 昨年度は、緊急対策として、堆積土砂の撤去と応急土砂止施設、監視カメラ、雨量計の設置を完了した。
- 今後、1基目の砂防堰堤を災害関連緊急砂防事業により早期に完成した後、2基目の完成に向けて、確実な予算確保が必要であり、引き続きご支援をお願いしたい。

- (2) 継続的に実施することが必要な基礎調査に対する財政支援の拡大

- 高精度な地形情報等を用いて土砂災害が発生するおそれがある箇所を抽出した結果、基礎調査の必要箇所が大幅に増加し継続的な予算確保が課題。
- 新たに抽出した箇所の基礎調査を早期に進めるために、地方財政措置や補助率の嵩上げ等の更なる財政的支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

■伊吹山保全対策に係るロードマップ



令和6年7月25日土砂流出時

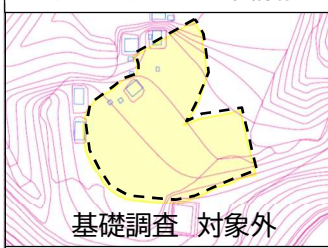


人家・県道への土砂流出状況



■基礎調査

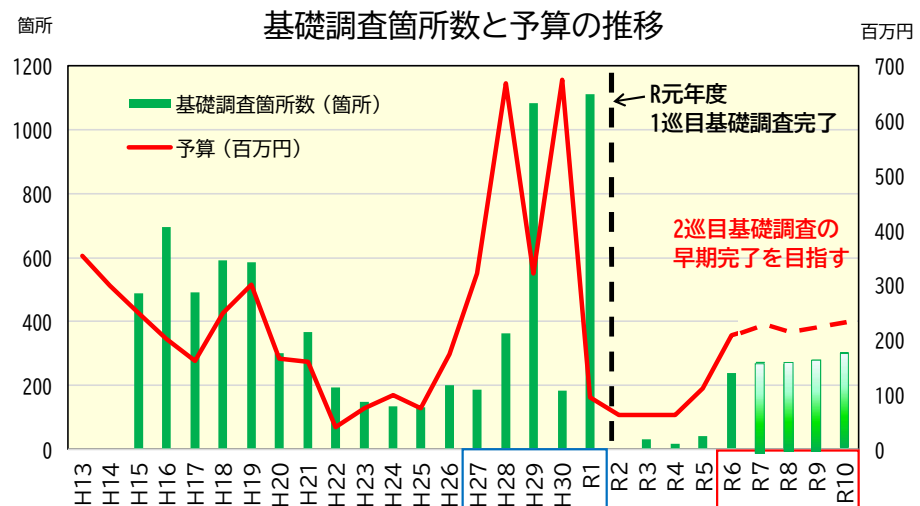
1巡目に用いた地形情報



急傾斜地と判断できなかったため、基礎調査の対象とならなかった



急傾斜地と判断されたため基礎調査の対象となった



平成27年度～令和元年度の5年間は、交付税が加算

地方財政措置や補助率の高上げが必要

担当：土木交通部 流域政策局 砂防室 TEL077-528-4192

治水安全度向上のための直轄事業推進と地域振興への支援

- 淀川流域全体の治水安全度向上のための直轄事業を推進し、水源地域において地域振興への支援を要望する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

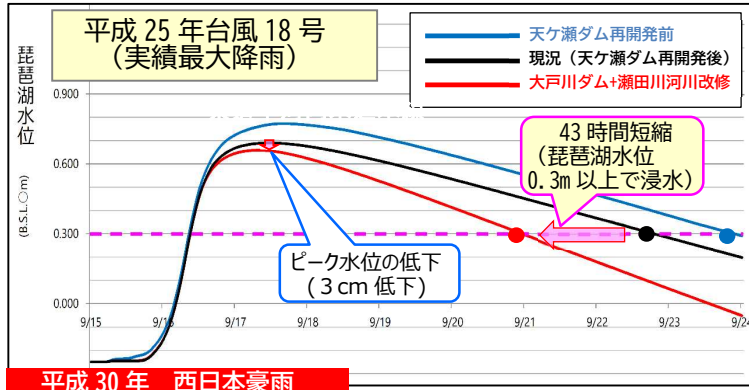
- (1)治水対策（大戸川ダム建設・瀬田川^{ししとび}(鹿跳溪谷)改修)などの推進
- (2)琵琶湖周辺の浸水被害軽減のため、瀬田川洗堰操作規則の見直し検討
- (3)丹生ダム中止に伴う継続的な支援および水源地域振興に向けた責任ある関与
- (4)大戸川ダムの水源地域整備推進への支援

2. 提案・要望の理由

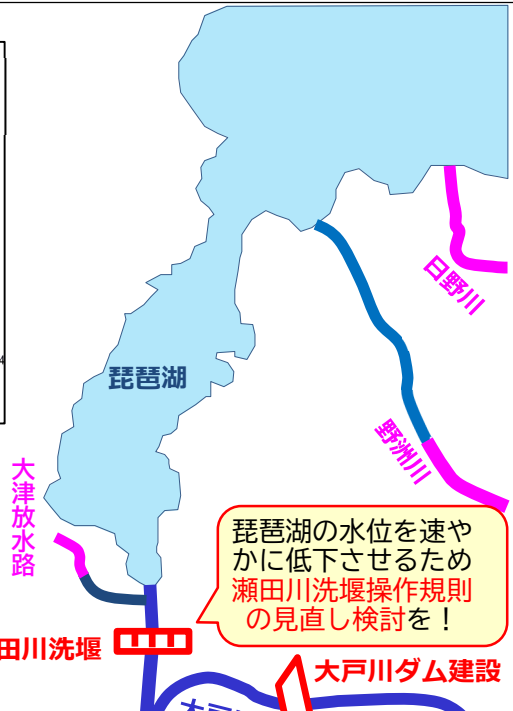
- (1)治水対策（大戸川ダム建設・瀬田川(鹿跳溪谷)改修)などの推進
 - 後期放流対策の2事業(天ヶ瀬ダム、宇治川)および瀬田川(関津地区)改修が完成し、琵琶湖周辺の浸水被害軽減効果の更なる発現に向け、環境・景観等に配慮しながら、着工が前倒しになった大戸川ダム建設、瀬田川(鹿跳溪谷)などの事業推進が必要。
 - 社会経済的被害が甚大となる河川での直轄による事業推進が必要。
- (2)琵琶湖周辺の浸水被害軽減のため、瀬田川洗堰操作規則の見直し検討
 - 洪水により上昇した琵琶湖の水位を速やかに低下させるため、瀬田川洗堰操作規則の見直し検討が必要。
- (3)丹生ダム中止に伴う継続的な支援および水源地域振興に向けた責任ある関与
 - 県道中河内木之本線^{なかのかわち きのもと}の整備を早期に完了させるため、令和4年8月豪雨による災害復旧工事と併せた効率的な施工および整備促進に向けた予算確保・体制確保などの継続的な支援が必要。
 - 「余呉地域振興の全体像(案)」を実現するため、県独自の「余呉地域振興事業交付金」を創設。国においても確実な予算措置と体制確保など、追加的事業完了後も国の責任ある関与が必要。
 - 地域整備実施計画に位置付けている市道の改築に必要な社会資本整備総合交付金の重点配分が必要。
- (4)大戸川ダムの水源地域整備推進への支援
 - 大戸川ダム計画変更により必要となった水源地域整備計画の見直しのための地元調整に向けた支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

■瀬田川洗堰より下流の状況



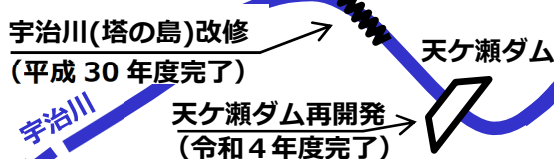
平成 30 年 西日本豪雨
最高水位: BSL+77cm



琵琶湖の水位を速やかに低下させるため
瀬田川洗堰操作規則の見直し検討を!

環境への影響をモニタリングの上、本体工事及び県道栗東信楽線の早期完了のための**予算確保・体制強化**を!

自然景観の保全や関係者の意見についても十分配慮した上で改修工事の**早期着手**を!



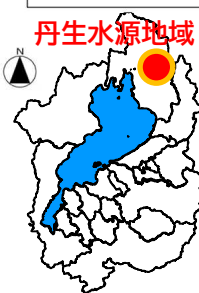
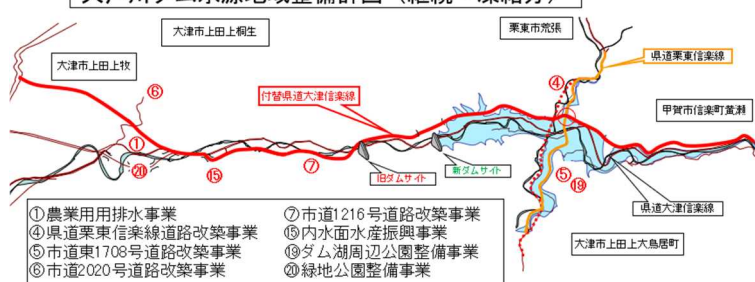
瀬田川(関津地区)改修 (R3 年度完了)

瀬田川(鹿跳渓谷)改修

■丹生水源地域の状況



大戸川ダム水源地域整備計画 (継続・凍結分)



港湾の防災機能向上と活性化に向けた施策の充実・強化

- 港湾の防災機能向上による安全・安心な暮らしと“みなと”を中心とした賑わいのあるまちづくりを実現する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

港湾の防災機能向上と港湾を核とした地域活性化の推進

- 効果的な再整備を実施するための国からの的確な助言
- 「みなとオアシス」への速やかな登録に向けた国からの的確な助言
- 港湾を核とした地域活性化の推進や災害支援機能・能力を高める施設整備のための財政支援制度の創設

2. 提案・要望の理由

- 本県は内陸県ではあるが、琵琶湖に面する内水面の港湾を4か所管理しており、主に観光船の発着に利用されている。その中の一つ、大津港では、
 - ・令和4年春、敷地内にナショナルサイクルルート“ビワイチ”の拠点となるサイクルステーションがオープン
 - ・令和6年3月から、「びわ湖疏水船」が大津港への乗り入れを開始
 - ・インバウンド観光客の利用が増加
 - ・令和9年12月の開館に向け、新しい「琵琶湖文化館」が港湾区域の一角で建設開始など、“みなと”を中心とした賑わい創出の動きが活発となっている。
- この機を捉え本県では、令和6年度に20年後の大津港の目指す姿を定めた「大津港活性化・再整備基本構想」を官民協働にて検討を重ね策定したところ。
- 令和7年度はこの基本構想を具現化するため、再整備に係る実施方針（実施計画）の策定を行う。効果的な整備につなげるため、国からの的確な助言をいただきたい。
- また、整備と並行し、大津港の「みなとオアシス」登録を目指していることから、速やかな登録に向けて国からの的確な助言をいただきたい。
- さらに、港湾を核とした地域活性化の推進につながる施設整備、災害支援機能・能力を高めるため施設整備への財政支援制度が必要。
- 将来的には、大津港での取組を他の県管理港湾にも展開し、湖上ネットワークも活用しながら「湖の港」としてのブランディングを進めていきたい。

(本県の取組状況と課題)

県が管理する4つの港湾

『全国クルーズ活性化会議』に加入
敦賀港のクルーズ船観光の支援・連携



竹生島港



長浜港



大津港



彦根港

びわ湖
疏水船



大津港にぎわいへの取組状況

BIWAKO モニュメント



大津港指定管理者による
にぎわいづくり自主事業
Biwa-cation fes



大津港にぎわい
創出社会実験
Re:Port OTSU/BIWAKO



新しい琵琶湖文化館建設(イメージ)

※R9 開館予定

大津港の目指す姿: Re:Port OTSU/BIWAKO
~日本一にぎわいのある「湖の港」~



R7.3月「大津港活性化・再整備基本構想」策定

大津港サイクルステーション

※R4 オープン



担当: 土木交通部 流域政策局 河港管理室
TEL 077-528-4161